

第 17 号議案

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年桶川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
（食事の提供の特例） 第16条 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 附 則 第5条 略	（食事の提供の特例） 第16条 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 附 則 第5条 略 （小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例） 第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該

保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項に算定されるもの

	をいう。)の3分の2以上、置かなければならない。
--	--------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月19日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。